

県立療育福祉センター及び中央児童相談所の
今後のあり方を考える会設置要綱

(設置の目的)

第1条 県立療育福祉センター及び中央児童相談所について、複雑化、多様化する児童家庭問題に適切に対応するとともに、利用者のニーズに合った機能及び支援のより良いあり方を検討するため、「県立療育福祉センター及び中央児童相談所の今後のあり方を考える会」(以下「考える会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 「考える会」は次の事項について検討を行う事とする。

- (1) 障害のある子どもとその保護者に対する相談支援機関としての機能及びより良い支援のあり方
- (2) 児童家庭問題に適切に対応する相談支援機関としての機能及びより良い支援のあり方
- (3) 身体障害者や知的障害者、発達障害者に対する相談支援機関としての機能及びより良い支援のあり方
- (4) 医療機能のより良いあり方
- (5) 利用者のニーズに合った障害児施設等のより良いあり方
- (6) その他上記に付随する必要な事項に関する事

(委員の構成)

第3条 「考える会」は、委員15名で構成する。

- 2 委員は、障害児の保護者、社会福祉事業従事者、医療、教育及び市町村の関係者等のうちから地域福祉部長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 「考える会」には、会長1名及び副会長2名を置き、委員の互選によって選出する。

- 2 会長は、会務を統括し、「考える会」を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見等を聞くことができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会長が指名する委員で構成する分科会を設け、検討を委任することができる。この分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱されたときから本会の目的が達成されたときまでとする。

(庶務)

第7条 「考える会」の庶務は、地域福祉部障害保健福祉課及び児童家庭課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、「考える会」の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年1月25日から施行する。

(経過措置)

2 第5条の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以降最初に開かれる会議は地域福祉部長が招集する。

第3条関係

「県立療育福祉センター及び中央児童相談所の
今後のあり方を考える会」委員名簿

(50音順)

氏名	役職等
赤井 兼太	九州保健福祉大学 非常勤講師
泉本 雄司	高知大学医学部 講師
上田 真弓	社会福祉法人ファミリーユ高知 高知ハビリテーリングセンター センター長
小倉 英郎	独立行政法人国立病院機構 高知病院 副院長
加藤 秋美	元県立高知若草養護学校 校長
川崎 育郎	高知女子大学 名誉教授
沓野 一誠	高知県児童養護施設協議会 会長 (社会福祉法人栄光会 若草園 施設長)
小松 成江	高知県難聴児を持つ親の会 会長
曾我 高次	社会福祉法人高知県知的障害者育成会 顧問
田村 孝子	特定非営利活動法人高知県自閉症協会
寺田 信一	高知大学教育研究部人文社会科学系教育学部門教授
徳弘 朋子	民生・児童委員協議会連合会 理事
中屋 久長	学校法人高地学園 高知リハビリテーション学院 学院長
藤原 好幸	高知市健康福祉部福祉事務所 所長
南 守	社会福祉法人高知小鳩会 あじさい園 園長